

補遺

2021年4月
株式会社 日本法令

押印廃止に伴う「被保険者報酬月額算定基礎届」と 「被保険者報酬月額変更届」の取り扱いについて

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、押印を求める手続きの見直し等にかかる省令が公布され、「被保険者報酬月額算定基礎届」と「被保険者報酬月額変更届」の事業主及び社会保険労務士の押印が不要となりました。

「被保険者報酬月額算定基礎届（注文番号：健保 MC-8）」、「被保険者報酬月額変更届（注文番号：健保 MC-9）」においても、押印が不要となりましたので、下記〈該当箇所〉を読み替えてご利用いただけますようお願い申し上げます。

〈該当箇所〉

「被保険者報酬月額算定基礎届」

- ・提出者記入欄の事業主の「㊟」削除
- ・提出者記入欄の「※押印または自署」削除
- ・社会保険労務士記載欄の社会保険労務士の「㊟」削除
- ・届出書裏面の記入方法 提出者記入欄の「事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。」を削除

「被保険者報酬月額変更届」

- ・提出者記入欄の事業主の「㊟」削除
- ・社会保険労務士記載欄の社会保険労務士の「㊟」削除
- ・届出書裏面の記入方法 提出者記入欄の「事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。」を削除

以上